

遊 漁 者 の 皆 様 へ

太田川漁業協同組合

【 遊 漁 料 】

(税込み)

あゆ年券	12,100円	あゆ・あまご・こい・ふな・うなぎ
あゆ日券	3,080円	あゆ・あまご・こい・ふな・うなぎ
雑魚年券	3,190円	あまご・こい・ふな・うなぎ
雑魚日券	1,100円	あまご・こい・ふな・うなぎ
かに遊漁券	3,300円	かに (籠は1人3ヶまで)

中学生以下のときは無料 (かに遊漁券は除く)

75才以上の方、女性又は障害者手帳を提示された方は半額 (かに遊漁券は除く)

※現地での遊漁券販売は、上記金額に500円加算した額とします。

【 漁 期 】

あゆ	本流・三篠川・西宗川・根の谷川の丸田橋下流 6月1日午前5時～11月30日まで 吉山川・鈴張川・小河内川・根の谷川の丸田橋上流 6月20日午前5時～11月30日まで ※にぎりがけ6月25日～11月30日 (全区域)
あまご	4月1日～8月31日
こい・ふな	1月1日～12月31日
うなぎ	4月1日～9月30日
かに	10月20日 正午(昼の12時)～4月30日

【 漁 具 漁 法 】

あゆ	手釣・竿釣 (ころがし・しゃくりを含む) にぎりがけ ・あゆを対象とする竿釣を行う際は、友釣りを除きリールを使用してはならない ・にぎりがけの網は口径1m以下、投網・建網は不可
あまご	手釣・竿釣 (全長15cm以下捕獲禁止)
こい	手釣・竿釣・にぎりがけ (全長15cm以下捕獲禁止)
ふな	手釣・竿釣・にぎりがけ (全長6cm以下捕獲禁止)
うなぎ	手釣・竿釣・うなぎ筒・はえなわ・つけ針 (全長30cm以下捕獲禁止) ※アナゴ籠使用禁止
かに	全甲幅5cm以下は捕獲禁止

【 禁 漁 区 域 ・ 期 間 】

- ・高瀬堰から下流30mまでの区域 1月1日から12月31日まで全魚種禁漁
- ・津状堰から下流30mまでの区域 解禁日から6月30日まであゆ禁漁
- ・高瀬堰下流30mから祇園新橋の下流220mまでの区域
10月1日から11月15日まであゆ禁漁

※令和9年度より変更予定

10月1日から、支流を含む全域でアユが禁漁となります。

● その他の注意事項 ●

- ① 遊漁承認証はアームホルダーに入れ、必ず腕に装着して下さい。
- ② あゆの年券に顔写真のない物は、無効です。
- ③ 遊漁する際、漁場監視員による本証提示要求に対してはすみやかに従って下さい。
- ④ 遊漁承認証の再発行、遊漁料の払戻しは致しません。
- ⑤ 遊漁承認証は、他人に貸与・譲渡する事は出来ません。
- ⑥ 遊漁に際して、舟の使用は出来ません。(ゴムボート、いかだ、等)
- ⑦ 橋上からの釣りは禁止(道交法)です。
- ⑧ 河川環境の回復を目指し活動をしております。ゴミを持ち帰るなどルールとマナーを守り、楽しい遊漁が出来るようご協力をお願い致します。
- ⑨ 違反者を発見されましたら、漁協事務所または監視員にご連絡下さい。
組合は遊漁者が上記事項その他規則に違反した時は、直ちに遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶する事があります。

※ 解禁前の場所取りはやめましょう ※

かに漁は別途遊漁許可証をご購入いただくことになります
太田川漁協事務局にて販売いたします。詳しくは下記までお問合せ下さい。

太田川漁業協同組合

〒731-0234 広島市安佐北区可部町今井田617-1

TEL (082) 812-2161 FAX (082) 815-7830

ホームページ <http://ootagawagyokyou.sakura.ne.jp>